

## 春日井市ふるさと納税お礼品募集要領

本市ではふるさと納税推進事業を実施し、寄附をいただいた方（以下「寄附者」という。）にお礼品を贈呈することとしております。

よりよいお礼の品とするため、市内の事業者等から広くお礼品を募集します。

お礼品は事業者等から寄附者に対して直接送付又は提供することとします。

また、お礼品を供給してくださった事業者等に対しては、市から謝礼金を支払います。

### 1 お礼品の種類

- ・物品（例：飲食物、工芸品、雑貨、日用品等）
- ・サービス等（例：食事会プラン、宿泊プラン、生活関連サービス等）

ただし、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような物品等については、お礼品としては取扱いできません。

- ① 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
- ② 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
- ③ 価格が高額のもの

### 2 応募要件

#### (1) 事業者の要件

次の要件を満たしている必要があります。ただし、市長が認めるものについては、この限りではありません。

- ①春日井市内に本店又は支店を有する法人又は個人事業者であること
- ②市税等の滞納がないこと、（個人事業者の場合は、本人の個人市・県民税など市税等の滞納がないこと。また、住所が市外の場合は、滞納がない証明書等の提出を求める場合があります。）
- ③代表者等が、暴力団による不正な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと

## (2) お礼品の要件

次の要件を満たしている必要があります。ただし、市長が認めるものについては、この限りではありません。

### ・物品の要件

①市内で製造、加工、採取、栽培、又は販売（特徴があると認められるものに限る）をしている物品であること

②常に安定供給できること（1日10件程度の発注にも対応できること）

※ただし、やむを得ず在庫が10個以下となった場合は、速やかに市へ連絡してください。

※季節限定、数量限定となるものについては、その旨を申込書に記載してください。

③全国各地（離島含む）に発送が可能であること

※梱包材などにも配慮して発送してください。

※発送できない地域がある場合は、その旨を申込書に記載してください。

④市からのお礼品送付依頼後速やかに寄附者にお礼品を発送できること

※市からの依頼後1か月以内に発送できない場合は、その旨を申込書に記載してください。

⑤品質及び機能が寄附者の期待に十分応えることができるものであること

⑥量目が表示内容と一致していること

⑦飲食物の場合は、原則、寄附者に到着してから5日程度の賞味期限が保証されるものであること

※賞味期限が短い場合は、その期間を申込書に記載してください。

⑧食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法等その他関係法令に定める規定に違反していないこと

※上記要件のほか、違法なものや社会通念上公金で賄うことがふさわしくないものを除きます。（例：射幸心をあおるもの、人に危害を加える恐れがあるもの、宗教的又は政治的な意図又は目的があるもの等）

### ・サービス等の要件

①宿泊・観光など、春日井市の魅力を発信、体感できるものであること

②利用券やチケットなど、転売の可能性があるものについては、利用者が限定できるような対策等を講じること

③旅館業法等その他関係法令に定める規定に違反していないこと

④常に安定したサービス等が提供できること

※上記要件のほか、違法なものや社会通念上公金で賄うことがふさわしくないものを除きます。(例：射幸心をあおるもの、人に危害を加える恐れがあるもの、宗教的又は政治的な意図又は目的があるもの等)

※医療行為又は医療類似行為は除きます。

※サービス等の地域が限定されるものについては、その旨を申込書に記載すること。

(3) 寄附金額区分、お礼品代、謝礼金

- ・寄附者からの寄附金額区分：下表のとおり
- ・お礼品代（梱包材料費・税込）：寄附金額の3割以下とすること。実売価格より高額でないこと
- ・謝礼金：お礼品代に送料を加算した金額が、寄附金額の4割以下となること  
お礼品の送付に係る送料の設定方法は、次の①又は②から選択してください。

①送料込設定（全国一律の送料設定）

各事業者等で全国一律の送料を算出・設定し、全国各地（離島含む）どこに送付した場合も同一金額とします。

寄附金額区分及びお礼品代例

寄附金額区分	お礼品代上限 ※梱包材料費・税込 ※寄附金額の3割以下	送料	謝礼金 ※寄附金額の4割以下
10,000円	3,000円	全国一律 の送料	お礼品代 ＋ 全国一律の送料
12,000円	3,600円		
15,000円	4,500円		
20,000円	6,000円		
以下100,000円まで 5,000円刻み	以下30,000円まで 1,500円刻み		
100,000円	30,000円		
寄附者からの寄附金額区分が100,000円を超えるお礼品については、1お礼品の種類 ただし書中第3項に抵触しないと市長が認めるものに限りま			

※ 送料を算出した根拠となる資料の提出が必要となります。

②送料別設定（実費の送料設定）

送料は実費とします。ただし、当該お礼品を関東圏まで送付した場合の送料を基準として、お礼品代に送料を加えた金額が寄附金額の4割以下となるように寄附金額区分を設定してください。

寄附金額区分及びお礼品代例

寄附金額区分	お礼品代上限 ※梱包材料費・税込 ※寄附金額の3割以下	送料	謝礼金 ※寄附金額の4割以下
10,000 円	3,000 円	実費	お礼品代 + 実費
12,000 円	3,600 円		
15,000 円	4,500 円		
20,000 円	6,000 円		
以下 100,000 円まで 5,000 円刻み	以下 30,000 円まで 1,500 円刻み		
100,000 円	30,000 円		
寄附者からの寄附金額区分が 100,000 円を超えるお礼品については、1 お礼品の種類 ただし書中第 3 項に抵触しないと市長が認めるものに限りま			

(4) 審査事項

- ①複数の事業者から同種同等品の申込みがあった場合は、選考により制限することがあります。
- ②お礼品として提案された商品等の設定金額について、提出書類等を参考に適正価格の審査を行います。
- ③お礼品の応募件数は1事業者につき、1年度10品目までとします。  
 ※季節限定、数量限定についても、1品目とします。  
 ※色／サイズの違いについては、1品目の応募につき4色／サイズまで登録できることとします(5色／サイズ以上については、4色／サイズにつき1品目の申込として取扱います)。
- ④季節限定のお礼品の掲載期間は、1か月から6か月までとし、掲載期間が概ね2か月未満となる日からはクレジット限定による受付とします。
- ⑤1年度(10月以降の応募のものを除く。)で、寄附件数がほとんどないお礼品については、次年度以降、同じお礼品での応募を制限することがあります。

※ただし、お礼品の応募が1品のみの事業者は除きます。

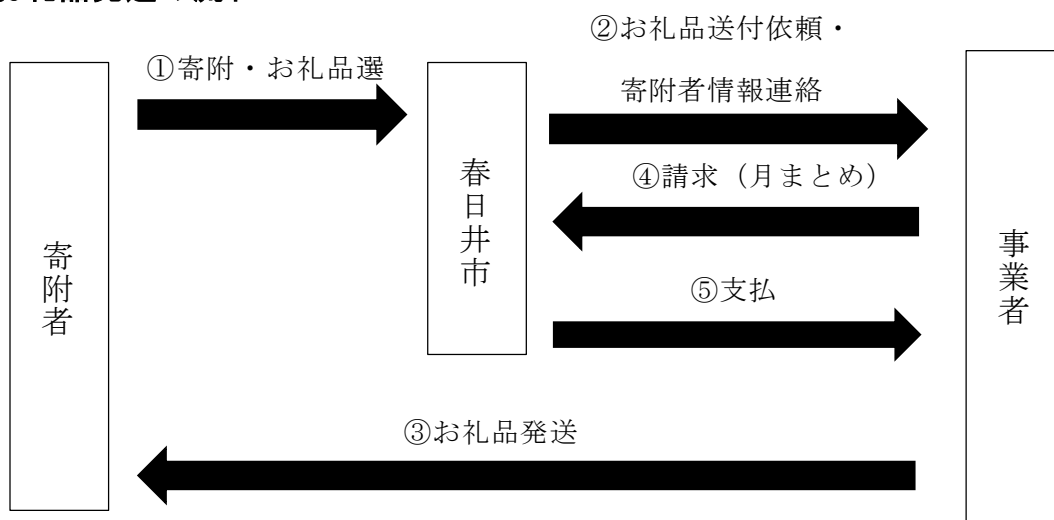
### 3 お礼品掲載内容

- ・インターネットサイト

ふるさとチョイス等に掲載します。

※申込みがあつてから掲載までに概ね1か月程度要します。

### 4 お礼品発送の流れ



②お礼品の送付依頼・寄附者情報連絡は、ファックスで行うものとします。

④請求については月まとめとし、翌月15日までに市に請求してください。

なお、請求書と共にお礼品を発送したこと及び送料の分かる書類（配送伝票の写し等）を提出してください。2(3)で①送料込設定を選択する場合は、発送したことの分かる書類（送料が分かる書類は不要）を提出してください。

⑤支払いについては、請求後30日以内とします。

### 5 個人情報の保護

事業者はこの事業による業務を遂行するにあたり、個人情報の取扱いについては、春日井市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。寄附者の個人情報は、お礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

### 6 申込方法

#### (1) 申込方法

別紙「春日井市ふるさと納税お礼品参加申込書」及び商品のパンフレット、チラシ等「実売価格（店舗等での販売価格、希望小売価格）が掲載されたも

の」を春日井市財政部管財契約課に提出してください。

※商品の利用目的が明らかとなる説明を付してください。

※実売価格がない場合は、お礼品代の設定価格の根拠が分かる資料を提出してください。

※2(3)で①送料込設定を選択する場合は、送料を算出した根拠となる資料を提出してください。

※併せて、お礼品の写真電子データを、メールにて提出してください。

アドレス：kanzai@city.kasugai.lg.jp

形式：JPEG 容量：1枚につき3MB以内

## (2) 申込期間

随時受け付けます。

## (3) 商品（お礼品）の提供予定期間

契約開始日からその年度の3月31日までの寄附受付分とします。なお、発注のあったものについては、その年度の3月31日までに発送を行ってください。

## 7 選考及び契約

本市への寄附金に対する「お礼品」として適当と認められるかを、ここに掲げる要件等から審査したうえで選考し、その結果を事業者に通知します。

お礼品として適当と認めた場合には、事業者と契約を締結するものとします。

## 8 お礼品のき損等への対応

お礼品の提供に係る事故又は紛争が発生したときは、事業者の責任及び負担において対応することとします。

## 9 お礼品の再送に係る費用について

お礼品を寄附者に対して発送したが、寄附者の不在等により配送業者の保管期間を経過し、再度お礼品を寄附者に対して発送する必要があるときは、その未着となった分の送料は事業者の負担とします。

また、生鮮食品等で、再送にあたりお礼品を新たに用意する必要があるときは、その未着となった分のお礼品代は事業者の負担とします。

(例1) 送料込設定の場合

謝礼金＝お礼品代（数量1個分のみ）＋全国一律の送料

(例2) 送料別設定の場合

謝礼金＝お礼品代（数量1個分のみ）＋実際寄附者に到達した際に  
要した送料実費（1回分の送料のみ）

## 10 届出義務

事業者は、お礼品の発送に遅延が生じることが見込まれるとき及びお礼品の提供に係る事故又は紛争が発生したときは、速やかに春日井市へ連絡してください。

## 11 変更、辞退

事業者は、承認を受けたお礼品についてその内容の変更をしようとするとき、又は、事業への参加を辞退しようとするときは、概ね1か月前までに、所定の様式を提出してください。

※商品名の変更はできません

## 12 申込み・問合せ先

〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市財政部管財契約課

TEL：0568-85-6335

FAX：0568-82-1737

E-mail：kanzai@city.kasugai.lg.jp